

令和7年（2025年）

第4回大阪狭山市教育委員会  
定例会議議事録

令和7年（2025年）4月17日 開催

大阪狭山市教育委員会

## 第4回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和7年(2025年)4月17日(木)

午前10時00分 開議

市役所3階 委員会室

### 出席委員(5名)

竹谷 好弘	教育長
山田 順久	教育長職務代理者
河合 洋次	委員
井上 寿美	委員
内田 幸子	委員

### 出席事務局の職員

寺下 憲志	教育監
山田 裕洋	教育部長
浜口 亮	こども政策部長
吉田 耕太郎	こども政策部こども家庭支援担当部長
山本 泰士	こども政策部理事
山本 一幸	教育部次長
中本 真司	教育部副理事兼教育指導グループ課長
岩間 かおり	こども政策部次長兼こども家庭支援グループ課長
森口 健次	教育政策グループ課長
畑辻 旭秀	生涯学習グループ課長
牧 宏幸	こども育成グループ課長
荒川 郁代	教育政策グループ参事
樽本 敏彦	生涯学習グループ参事
植田 隆司	生涯学習グループ参事

### 書記

安達 奈津芽	教育政策グループ課長補佐
--------	--------------

## 議事日程

### 開会

教育長活動報告

### 議事

- 日程第1 議案第6号 社会教育委員の委嘱及び任命について
- 日程第2 議案第7号 大阪狭山市立幼稚園の廃園に伴う関係規則の整備に関する規則について
- 日程第3 議案第8号 大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について
- 日程第4 議案第9号 令和7年度大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置について
- 日程第5 報告第11号 大阪狭山市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の解嘱及び任命について

### 閉会

○各グループの報告事項

## 教育部長（山田裕洋）

それでは、定刻となりましたので、教育委員会定例会議のほうを開催したいと思います。

教育長、よろしくお願ひいたします。

## 教育長（竹谷好弘）

それでは、改めましておはようございます。

ただいまより令和7年第4回教育委員会定例会議を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議事録の署名委員は、規則によりまして、山田教育長職務代理人、井上委員を指名いたします。

また、本日は1名の方から傍聴の申込みがございましたので承認したいと思います。

まず、教育長活動報告でございます。

日程を1枚めくっていただきまして、3月31日、4月1日と年度末、年度初めの人事関係の行事、辞令交付等がございました。

4月2日、管理職総会ということで、年初の訓示ということで教育長訓示をさせていただきまして、その後、保育・教育の方向性を皆さん方と一緒に共有をしたというところです。

4月4日、小中学校入学式、4月7日、幼稚園・こども園入園式ということで、役員の皆様方、ご出席ありがとうございました。

それから、4月11日、大阪府都市教育長協議会、それから、4月15日はいろいろと地区の会議でありますとか、年度初めの会議等に出席しております。

以上、主な内容でございます。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですけれども議事に移ります。

本日の議題ですが、日程第1、議案第6号、社会教育委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

## 生涯学習グループ参事（樽本敏彦）

それでは、日程第1、議案第6号、大阪狭山市社会教育委員の委嘱及び任命についてご説明申し上げます。

資料につきましては、1ページ、2ページのほうをご覧ください。

大阪狭山市社会教育委員の任期が令和7年4月30日で満了となるため、令和7年5月1日から令和9年4月30日までの2年間、資料2ページに記載の12名の方に社会教育委員の委嘱及び任命をしたく、今回議案として提案したものでございます。

1名の方が新規になりまして、11名の方が継続で委嘱及び任命を予定しております。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議お願いします。

## 教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第2、議案第7号、大阪狭山市立幼稚園の廃園に伴う関係規則の整備に関する規則についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

## 教育政策グループ参事（荒川郁代）

それでは、日程第2、議案第7号、大阪狭山市立幼稚園の廃園に伴う関係規則の整備に関する規則についてご説明させていただきます。

お手元でございます資料は、3ページから27ページまででございます。

適正な集団規模による教育・保育体制の構築に向けた市立幼稚園・こども園の統合・再編に伴いまして、大阪狭山市幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例が3月定例会議会で可決されたことにおいて、市立幼稚園については廃園にすることとしたため、関係する規則において所要の改正を行うものでございます。

資料の9ページからの新旧対照表でご説明させていただきます。資料9ページをご覧ください。

第1条関係、大阪狭山市教育委員会事務局組織規則でございませう。

令和10年度末をもって市立の全幼稚園が廃園することに伴い、教育部及びこども政策部の事務分掌中、「幼稚園及び」を削ることいたしました。

次に、資料10ページから14ページ、第2条関係、大阪狭山市教育委員会公印規則でございませう。

令和8年度末をもって大阪狭山市立東野幼稚園が廃園することに伴い、別表1の公印の名称において、大阪狭山市立東野幼稚園長及び大阪狭山市立東野幼稚園の公印を廃止することとし、別表2のひな型番号の改正を行いました。

次に、資料15ページから19ページ、第3条関係、大阪狭山市教育委員会公印規則でございませう。

令和10年度末をもって大阪狭山市立東幼稚園及び大阪狭山市立半田幼稚園が廃園することに伴い、第1条の「幼稚園及び」を削り、別表1の公印の名称等において、大阪狭山市立東幼稚園長、大阪狭山市立東幼稚園、大阪狭山市立半田幼稚園長及び大阪狭山市立半田幼稚園の公印を廃止することとし、別表2のひな型番号の改正を行いました。

次に、資料20ページ、第4条関係、大阪狭山市教育委員会事務局等に勤務する職員の勤務時

間等に関する規則でございませう。

令和10年度末をもって市立の全幼稚園が廃園することに伴いまして、第2条第3号の幼稚園の定義及び別表の幼稚園に勤務する職員の勤務時間の割り振り等を削ることいたしました。

次に、資料21ページ、第5条関係、大阪狭山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則でございませう。

令和10年度末をもって市立の全幼稚園が廃園することに伴いまして、幼稚園において非常勤の園医等で勤務し、災害の発生が生じた場合の報告等を削ることいたしました。

次に、資料22ページ、第6条関係、大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会設置規則でございませう。

令和10年度末をもって市立の全幼稚園が廃園することに伴いまして、委員から市立幼稚園の保護者代表及び園長代表を削ることいたしました。

次に、資料23ページ、第7条関係、大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会設置規則でございませう。

令和10年度末をもって市立の全幼稚園が廃園することに伴い、委員から市立幼稚園の保護者代表及び園長代表を削ることいたしました。

次に、資料24ページ、第8条関係、大阪狭山市就学支援委員会規則でございませう。

令和10年度末をもって市立の全幼稚園が廃園することに伴いまして、委員から市立幼稚園の園長代表を削ることいたしました。

次に、資料25ページ、第9条関係、大阪狭山市立幼稚園の管理運営に関する規則でございませう。

令和10年度末をもって市立の全幼稚園が廃園することに伴いまして、本規則を廃止することいたしました。

次に、資料26ページ、第10条関係、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金に関する規則でございます。

令和10年度末をもって市立の全幼稚園が廃園することに伴い、幼稚園の園児の保護者から徴収する共済掛金や徴収時期等を削ることといたしました。

次に、資料27ページ、第11条関係、市民ふれあいの里青少年野外活動広場管理運営規則でございます。

令和10年度末をもって市立の全幼稚園が廃園することに伴いまして、別表第1で示されている幼稚園が公益のために使用する場合の減免対象から削ることといたしました。

附則といたしまして、令和11年4月1日でございます。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行するものでございます。

以上、非常に簡単な説明ではございますが、ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

#### 教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第3、議案第8号、大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

#### 教育政策グループ参事（荒川郁代）

それでは、日程第3、議案第8号、大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてご説明させていただきます。

お手元でございます資料は、28ページから30ページまででございます。

適切な集団規模による教育・保育体制の構築に向けた市立幼稚園・こども園の統合・再編に伴いまして、市立幼稚園については廃園することとしたため、所要の改正を行うものでございます。

資料30ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

市立幼稚園については令和10年度末に廃園することにしたことに伴い、本規程に関連する別表2、1教育部に関する事項第19条について、「幼稚園及び」を削ることといたしました。

附則といたしまして、令和11年4月1日から施行するものでございます。

以上、非常に簡単な説明ではございますが、ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

#### 教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第4、議案第9号、令和7年度大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

#### 教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

それでは、日程第4、議案第9号、令和7年度大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置についてご説明いたします。

資料は32ページから35ページでございます。

学校運営協議会を設置するためには、大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第2項の規定による申請を学校長が行う必要があります。

また、同規則第3条には、「教育委員会が2以上の市立学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の市立学校について1の協議会を置くことができる」とあります。

今回、市内の全小中学校より、各中学校区ごとの学校運営協議会設置の申請がありました。

このたび申請のあった3つの中学校区ではそれぞれ、これまでも地域人材を活用した取組が充実しており、同規則第2条にある学校運営協議会の目的、保護者及び地域住民等の学校運営への参画を促進することにより、学校と地域が一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを達成できる見込みがあることから、今年度より新たに中学校区ごとに学校運営協議会を設置したいと考えております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**教育長（竹谷好弘）**

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

**教育長職務代理者（山田順久）**

質問なんですけれども、今回こうして中学校区ごとに申請していただいているということで、それぞれの校区の小中学校の学校運営協議会がお互いに協働で連携しながらということなんですけれども、具体的なイメージとして、学校運営協議会同士の連携とか協働というのはどういうふうな内容になるんですか。

**教育長（竹谷好弘）**

担当。

**教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真**

**司）**

運営協議会自体は1つになります。狭山中学校でいうと東小学校の校区の方からの代表がおられ、北小のところにもおられ、狭山中が包括していますけれども、それぞれが原則20名とした委員の中で一緒に考えていくという形になっております。

以上でございます。

**教育長職務代理者（山田順久）**

運営協議会はもう、1つで、その中で各中学校区ごとに方向性を定めてやっていくということだから、連携が今までよりもっと図られていくというふうに考えていいんですか。

**教育長（竹谷好弘）**

担当。

**教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）**

そのとおりでございます。

**教育長（竹谷好弘）**

寺下教育監。

**教育監（寺下憲志）**

狭山中校区を例に取りますと、狭山中校区としてのまず方向性を考える。その中で、狭山中学校は、じゃ、何をしよう、東小学校は何をしよう、北小学校は何をしようという、中学校区の運営協議会の中でそれぞれの学校のことを話をしていく、そんなイメージになったものです。

以上でございます。

**教育長（竹谷好弘）**

ほかに何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第5、報告第11号、大阪狭

山市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の解嘱及び任命についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

#### 教育部生涯学習グループ課長（畑辻旭秀）

それでは、日程第5、報告第11号、大阪狭山市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の解嘱及び任命について、生涯学習グループよりご説明をさせていただきます。

資料は37ページ、多分一番最後のページだったと思います。

こちらのページ、大阪狭山市文化財保存活用地域計画策定協議会規則第2条に基づき、15名の委員から構成されていましたが、令和7年3月31日をもって、本人からのお申出による1名の解職と、大阪府、大阪狭山市及び文化財の所有者である南海電気鉄道株式会社の人事異動に伴う任命を行うものでございます。

任期につきましては、同規則第3条第1項及び第2項に基づき、委嘱または任命の日から地域計画に定める計画期間が満了した日までとなっております。

以上、ご報告いたします。よろしく申し上げます。

#### 教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

本日の議案は以上でございます。

これもちまして本日の委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員